

令和8年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和8年7月2日（木）

高松サンポート合同庁舎

北館7階共用702会議室

出席者 公 益 代 表 委 員 岡崎、籠池、高塚、平野、元木
 労 働 者 代 表 委 員 川染、土田、中村、西尾、林
 使 用 者 代 表 委 員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
 (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
 (3) 令和8年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
 (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
 (5) その他

○賃金室長

本日は、取材の方が来られています。カメラ撮影については、労働局長挨拶までと香川県最低賃金の改正諮問の部分について了解していますので、よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日は全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、本日は傍聴人として4名の方が傍聴されております。それでは初めに、友住香川労働局長からご挨拶申し上げます。

○労働局長

香川労働局長の友住でございます。本日はご多忙の中、また暑い中、令和8年度第1回香川地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、委員の皆様には、労働行政、とりわけ最低賃金行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。さて、令和7年度の地方の最低賃金においては、A・Bランク63円、Cランク64円と高い目安額が提示をされましたところ、全国の11県において目安から10円以上高い引上げが行われるとともに、11月以降の発効が27県と過半数に達しました。

そうしたことから、中央最低賃金審議会において、目安制度のあり方に関する全員協議会が開催をされまして、令和 8 年度以降の審議に向け課題の整理と対応方針の整理が議論され、6 月 23 日に中央最低賃金審議会に報告され、全会一致で了承されました。報告された内容は、地域の実態と乖離した引上げと発効日の 2 点について全員協議会の考え方を示したものであり、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく法定 3 要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきこと、発効日については法で定められており指定日発効とする場合は各地方最低賃金審議会です十分に議論すべきであることなどとされています。後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただきますが、こうした状況についても十分ご考慮をいただきながら、法定 3 要素に基づく真摯なご議論をお願いしますとともに、今期の円滑な審議及び全会一致の答申をいただけますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願い申し上げます。

○賃金室長

取材の方におかれましては、一旦ここでカメラ撮影を止めていただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、

- 資料No. 1 第 56 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料No. 6 香川地方最低賃金審議会（「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」）最低賃金専門部会運営規程
- 資料No. 7 第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料No. 8 令和 8 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)
- 資料No. 9 令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料No.10 令和 7 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No.11 香川の賃金概況（令和 8 年）
- 資料No.12 香川県内経済情勢報告（令和 8 年 4 月）
- 資料No.14 香川県金融経済概況（2026 年 6 月 10 日）
- 資料No.15 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の

整理

資料No.16 価格交渉促進月間(2026 年 3 月)フォローアップ調査結果 中小企業庁

資料No.17 香川県における中小企業の労働事情－令和 7 年度中小企業労働事情実態調査報告書 香川県中小企業団体中央会

資料No.18 「要請書」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

資料No.19 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」(J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会)

また、本日、別途配付資料として、

- ① 消費者物価指数(高松市)(令和 8 年 5 月分)香川県政策部統計調査課
- ② 香川県の雇用情勢(令和 8 年 5 月分)、労働市場の動向(令和 8 年 5 月)
- ③ 2026(令和 8)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ④ 令和 8 年度版最低賃金決定要覧
- ⑤ 賃金引き上げの支援策(パッケージ)
- ⑥ 令和 8 年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(運送業等)のご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(病院等)のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(建設業)のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(情報通信業、宿泊業)のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内
- ⑮ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑯ 日本標準産業分類 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんか。

本日は、今年度第 1 回目の会議であり、皆様には第 56 期の委員として昨年度に引き続き審議をお願いすることになりますが、委員の皆様をご紹介させていただきます。資料No.1 の名簿の順にお名前をご紹介します。

公益代表委員といたしまして、岡崎委員、籠池委員、高塚委員、平野委員、元木委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、川染委員、土田委員、中村委員、西尾委員、林委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、井出委員、奥田委員、白石委員、棚次委員、檜垣委員でございます。

以上の 15 名でございます。なお、任期につきましては、令和 9 年 4 月 20 日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の友住、労働基準部長の中井、賃金室長の西田、賃金室長補佐の高木、地方労働基準監察監督官の森脇、賃金調査員の橘川でございます。

労働基準部長の中井、賃金室長補佐の高木につきましては、今年 4 月の異動で着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の会長及び会長代理につきましては、昨年 7 月 15 日に開催されました昨年度の第 1 回香川地方最低賃金審議会において、最低賃金法第 24 条に基づき、籠池会長及び高塚会長代理が選出されております。

籠池会長及び高塚会長代理には、引き続きよろしくお願いいたします。

それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。はじめに籠池会長、よろしくお願いいたします。

○籠池会長

昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます籠池でございます。最低賃金法の趣旨並びに中央最低賃金審議会から提示される目安等を踏まえながら労使の合意が図られますよう努めてまいりたいと存じます。各委員の皆様方におかれましては、様々な状況下で難しいご判断をされると思いますけれども、全会一致での答申に至りますようお願い申し上げまして、簡単であります、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

続きまして高塚会長代理、よろしくお願いいたします。

○高塚会長代理

引き続き会長代理を務めさせていただきます高塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。甚だ微力ではございますが、籠池会長をお支えし、円滑な審議会になりますよう努力したいと思います。何卒よろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、これからの進行は会長をお願いしたいと思います。籠池会長、よろしくお願いいたします。取材の方におかれましては、カメラ撮影を再開していただいて構いません。

○籠池会長

はい、そうしましたら、お手元の会議次第に沿って議事を進行させていただきます。まず議題（１）「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。改正諮問についてよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

○労働局長

よろしくお願いいたします。

（労働局長から、諮問文を会長へ手交）

○賃金室長

取材の方におかれましては、カメラ撮影はここまでとなりますので、終了していただきますようお願いいたします。なお、退室されるのでありましたら、退出のほどよろしくお願いいたします。

○籠池会長

事務局から諮問文の写しを各委員に配布をお願いいたします。

（各委員へ諮問文(写)を配付）

○籠池会長

はい、よろしいですね。事務局の方で読み上げをお願いいたします。

○賃金室長補佐

それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0702 第 3 号

令和 8 年 7 月 2 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 友住弘一郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○籠池会長

ただいま読み上げられました労働局長からの諮問内容について、何かご意見ご質問等はございますか。

(意見等なし)

特によろしいですかね。はい、そうしましたら当諮問についてお受けするという事にいたします。

それでは、会議次第に従いまして、次の議題に移りたいと思います。香川地方最低賃金審議会運営規定等の承認についてであります。事務局からご説明をお願いいたします。

○賃金室長

4点ご説明させていただきます。1点目は、香川地方最低賃金審議会運営規程、香川地方最低賃金審議会会議公開要綱の変更の必要性の有無についてです。資料 No. 2、資料 No. 5 をご覧ください。資料 No. 2 は、本審議会の議事運営を定めたもの、資料 No. 5 は会議を公開する際の手続き等について定めたものでございます。今年度、この2つの規程等について、事務局からは特に改正提案はございません。現行通り施行していただければと存じます。

続いて2点目は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてです。本日、香川県最低賃金について改正諮問させていただきましたが、これを受けまして、最低賃金法第25条第2項により、香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。本日お配りしている令和8年度版最低賃金決定要欄の148ページに記載されていますが、最低賃金法第25条第2項には、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置します。専門部会は、最低賃金法同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行することといたします。締め切りは7月16日を考えています。

続いて3点目は、運営小委員会委員についてです。資料 No. 2 の香川地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。第3条では、「会長は審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。小委員会は、会長が指名した公労使3名ずつ、計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益委員を充てることになっております。そして、小委員会におきましては、

従来、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、ご審議いただいております。本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申し出の後、「改正決定の必要性の有無」について、ご審議いただくこととなります。この小委員会の運営に関しましては、資料 No. 3 の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」をご覧ください。また、小委員会の委員は、昨年 の第 1 回の本審において、資料 No. 7 「第 56 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」のとおり、公労使各 3 名の委員を指名していただきましたが、その中で昨年度、三屋委員、立石委員の任期途中の辞職がありましたので、その後任について、会長のご指名をお願いしたいと考えています。

4 点目は、香川地方最低賃金審議会の公開についてです。資料 No. 2 の香川地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。第 6 条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。また、第 7 条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録および会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。これらの規定を踏まえ、昨年度までは、本審については会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっています。運営小委員会については、昨年度から議事録及び会議資料については原則公開とし、会議も今年度から原則公開することとしております。専門部会は、県最賃の 1 回目の専門部会、特定最賃の 1 回目の専門部会を公開、2 回目以降の県最賃及び特定最賃の専門部会も昨年度からそれまで非公開としていました結審する回の最終の公労使 3 者が揃う会議の部分につきましても公開することとし、公開する部分につきましても、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましても、議事要旨を作成して公開することとしています。説明は以上となります。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。いくつか確認事項があったように思いますが、1 点目が香川地方最低賃金審議会運営規程、香川地方最低賃金審議会会議公開要綱の変更の必要性の有無についてという点です。2 点目については、香川県最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会の設置について事務局説明のスケジュールで

進めて良いかどうかというのが2点目ですね。3点目が運営小委員会の委員の選任についてであります。4点目が香川地方最低賃金審議会の公開についてということであります。以上、事務局から説明がありましたが、その内容についてご質問ご意見等はございますか。

どうぞ土田委員

○土田委員

労働者側の土田です。運営小委員会の委員名簿の労働者側委員については聞いている範囲で、三屋さんの交代ということだけだったと思いますけれども、労働者側代表委員、立石さんについても、資料2の運営規程第3条2項の中に書いてあるように、審議会委員の中から指名するということになるのであれば、こちらについても交代の必要性があるのではないかということの確認でございます。以上です。

○籠池会長

はい、その点はもうご指摘のとおりで、後ほど私の方から委員の案についてお諮りさせていただきます。よろしいですか。

○土田委員

はい。

○籠池会長

はい、他にご意見ご質問等ございますか、大丈夫ですかね。

そうしましたら、順番に確認の方をさせていただきます。1点目の香川地方最低賃金審議会運営規程及び香川地方最低賃金審議会会議公開要綱の変更の必要性の有無についてですが、特に変更の必要性はないということで、従前どおりの扱いとさせていただくということでよろしいですかね。

(意見等なし)

はい、ありがとうございます。2点目ですが、香川地方県最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会について、今後の実施スケジュール等については、先ほど事務局からご説明があったとおり、この後、公示をするんですかね。労使各3名の委員の推薦公示を行い、締め切りは7月16日ということだと思いますけれども、このとおり実施するというところでよろしいですかね。

(意見等なし)

はい、ありがとうございます。3点目であります、運営小委員会の委員につきましては、先ほど土田委員の方からもご指摘がありましたが、この間に委員の変更がございました。その関係もありまして、資料の No. 2、ページ3の香川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、本審議会において、運営小委員会を設置するという、並びにその委員の選任につきましては、三屋委員の後任の労働者代表委員として林委員を、立石委員の後任の労働者代表委員として、西尾委員をそれぞれ指名したいと考えております。このとおり指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

はい、ありがとうございます。それでは、そのとおり委員を選任させていただきます。4点目の香川地方最低賃金審議会の公開についてであります、事務局からの説明のとおり、昨年度は本審については全ての会議、議事録、資料を公開する扱いとなっております。このとおりで今年度もしたいと考えております。本審以外の運営小委員会、県最賃、特定最賃の各専門部会に関しましては、公開非公開をどのようにするかは、それぞれ運営小委員会並びに各専門部会の方でご判断していただければいいのかなというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございました。そうしましたら以上4点について、そのような形で進めさせていただきたいと思います。そうしましたら、次の議題3に移りたいと思います。議題3「令和8年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」であります。さらに議題の4「最低賃金審議会令第6条第5項の決議について」、これも関連の議題かと思しますので、議題3と議題4を合わせて審議させていただきたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それでは次の議題3の資料 No. 8の「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。これは、本年3月12日に開催されました令和7年度第8回の本審において審議され、成案として今年度の審議会に申し送ることについて、全委員から同意をいただいたものでございます。本日、ご承認いただければと存じます。

審議の進め方の要点といたしましては、1の(1)香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議すること。1の(2)特定最低賃金の各専門

部会は同時期に調査審議することがあること。１の（４）専門部会の審議回数はおおむね３回で結論を出すことを努力目標とすること。１（５）ですが、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とするとしています。２になりますが、香川県最低賃金の効力発生の日は、令和８年１０月１日を、次のページの３（３）の特定最低賃金の効力発生の日は、令和８年１２月１５日をそれぞれ努力目標としています。３の（４）ですが、来年度の特定最低賃金の改正の申し出については、本年度の最後の審議会において、その意向確認を行うこととしています。

次に、議題の（４）「最低賃金審議会令第６条第５項の決議について」は、今も触れましたが、資料 No. ８「令和８年度最低賃金審議の進め方等について（案）」の１の（５）の部分となります。最低賃金審議会令第６条第５項におきまして、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができると規定されております。この１の（５）におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって、香川地方最低賃金審議会の決議とする、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。従いまして、「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございます。本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いします。説明は以上です。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見等はございますか。

（意見等なし）

よろしいですかね。令和８年度の最低賃金の審議の進め方については、この資料 No. ８の「令和８年度最低賃金の審議の進め方等について」のとおりさせていただければと思います。また、議題４に関しましては、先ほど事務局からご説明があったとおり、全会一致での専門部会の決議をもって審議会の決議をするということですので、そのようにさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

（意見等なし）

はい、ありがとうございました。そうしましたら、ただいま承認をいただきましたので、資料 No. ８、ページ 25 の（案）をとっていただき、本年度の最低賃金

の審議につきましては、この「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について」によって審議を進めていくことといたします。事務局の方で変更箇所はないから大丈夫ですね。はい、続きまして、今後の香川県最低賃金の審議等の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○賃金室長

今後の審議等の予定について説明させていただきます。最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。締め切りは7月16日となります。また、先ほどもご説明しましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。このため、労使各3名ずつの委員推薦のための公示を本日举行することといたします。締め切りは7月16日となります。その後、10月1日発効を目指す上では、専門部会を開催し、審議の上、8月5日までに結審し、全会一致の結審になれば、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して改正決定の答申、全会一致にならなかった場合は、本審での採決となります。8月5日答申の場合、その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあれば、異議審を8月21日（金）、午前10時から開催し、労働局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、労働局長あて答申を行っていただきます。9月1日に官報に掲載されれば、法定発効により、10月1日が発効日となります。なお、異議がなければ異議審は開催しません。続いて、実地視察についてでございます。香川地方最低賃金審会において、実際に事業場を訪問し、企業の実情や実態について直接伺う機会を設けるため、企業への実地視察を行っております。今年度の実地視察につきましては、令和7年度第8回本審において、船舶で9月頃に実施ということで同意いただいております。実施に向け調整中でございます。説明は以上となります。

○籠池会長

はい、そうしましたら最後に議題のその他であります。事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

はい、では資料No.15につきましてご説明いたします。令和8年6月23日、中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会において、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が取りまとめられ、同日、中央最低賃金審議会への報告が行われ、全会一致の了承が得られてお

りますので、内容の概略をご説明いたします。この全員協議会においては、令和 8 年 2 月 27 日から累次にわたり、令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等として、

1. 近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘について
2. ランク区分について
3. 発効日について
4. EU 指令についての考え方について
5. その他

以上 5 点について、これまでの目安制度の在り方についての見直しを踏まえて、できる限り目安制度の改善を図るという観点から、議論が重ねられてきました。

その結果、これら 5 つの事項のうち、主に 1 の近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘についてと 3 の発効日についての 2 つの事項について審議結果を踏まえた論点と考え方の整理がとりまとめられました。その中の 1 と 3 の対応方針を中心に資料に基づき説明します。

なお、資料 No. 15 では今申しました 1 につきましては、1 ページの下の方の 2 に近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方、3 につきましては、資料 No. 15 ですと、3 ページですね。通し番号があります 75 ページの真ん中に、3 発効日についての考え方とありますので、この 2 つについて、対応方針を中心に説明させていただきます。2 の近隣県との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方の対応方針につきましては、74 ページの真ん中（2）対応方針のところで、段落としては 7 段落にわたって掲載されております。上から順に説明いたします。

令和 5 年に開催された全員協議会では、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることを確認し、合意が得られたところであり、今後もこの基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低審議会で審議を行うべきである。

とりわけ、近隣県との金額のみの比較だけで、当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引き上げ額を導き出すことは適切でなく、法定 3 要素のデータを総合的に考慮して、地域別最低賃金を決定すべきである。

審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて、高すぎる、低すぎるとの批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。

なお、令和7年度の審議では、一部で地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって、当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。

また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべきである。

地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて、地域別最低賃金を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素をそれぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。

また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち一部について、都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

続いて、発効日についての対応方針についてです。80 ページの上の方の対応方針をご覧ください。まず○のところで読み上げますと、公労使それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。

この基本的考え方が下に丸ポツとして3つ書かれておりまして、こちらも読み上げさせていただきます。

発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。

発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の

支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等でできる限り明らかにした上で決定すべきこと。

指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

資料 No. 15 につきましては、データを含めて 22 ページにわたってまとめられております。時間の関係で対応方針のみ説明させていただきましたので、委員の皆様におかれましては、この報告を十分確認いただきますように、よろしくお願いいたします。

あと、資料をいろいろとつけておりますけれども、一部につきまして少し説明させていただきます。既にお目通しいただいていると思いますが、本年 5 月 18 日に全労連四国地区協議会から、資料 No. 18「要請書」が香川労働局長と地方最低賃金審議会会長あて提出されておりますので、ご報告いたします。また、本年 6 月 2 日に J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現全国キャラバン実行委員会から、資料 No. 19「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」が、香川労働局長あて提出されておりますので、ご報告いたします。

本日、別途配布資料として 1 から 16 まで付けさせていただいております。多くが賃金引き上げの支援についての助成金等について付けさせていただいております。また、参考にしていただければと思います。

最後に、本年 3 月 12 日に開催されました令和 7 年度第 8 回本審において、檜垣委員からご質問等のごございました点についてご説明させていただきます。別途配付資料末尾の資料 No. 16 をご覧ください。こちらは日本標準産業分類の細分類となりますが、特定最低賃金の中の船舶製造・修理業、船用機関製造業に該当するには、この 4 つの細分類のいずれかに該当する必要がありますが、令和 7 年度第 8 回本審おきまして、檜垣委員から現場の実態面から、特定最低賃金の船舶の適用労働者数には、「おそらく協力会社の労働者の数が入っていないんじゃないでしょうか。」とのご意見がありました。この適用労働者数は、経済センサスをベースに算出しておりますので、経済センサスに関し、経産省に問い合わせて回答いただきました。その結果、造船業の同一企業の中でも異なる産業、小分類の 313 以外に格付けされる事業所は、造船には該当せず除外されるようで、例えば船体の錆止めや仕上げ塗装などを行う協力会社は、077 塗装工事業、船内のケーブル配線や電気関係の協力会社は 081 電気工事業に該当するとのことでありました。自らドックや船台を有していない事業所は、細分類 3132 の船体ブロックや細分類 3134 のエンジン、船用機関を製造する事業所でなければ、船舶部品、部分品を作っている、船舶製造・修理業、船用機関製造業には該当しないよう定義され

ております。数の違いには、それによるものではないかとの回答でありました。いずれにいたしましても、他省庁の統計でありまして、詳細な事情は分かりかねますので、これ以上統計についての詳細な答えは困難でございますが、特定最低賃金に関しては、従業者のうちの一定比率の労働者、または使用者による申し出が必要なところ、岡山県、広島県、愛媛県などの造船でも同じこの統計を用いており、審議の中で数に違いがあるとして、問題となったことはありませんので、この数値により進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。私からは以上です。

○籠池会長

はい、事務局からのご説明、審議会資料を中心にありましたが、何かご質問事項、ご意見等ございますか。

○檜垣委員

すみません、ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

○籠池会長

檜垣委員、どうぞ。

○檜垣委員

いろいろ造船業について調べていただいてありがとうございます。それとは別なんですけど、進め方について、今日説明していただいた件についてちょっと質問したいんですけど、要は言われたことは、基本的に目安にきなさいと、目安額にきなさいと、そして目安額から違う金額にするのであれば、地域の要素、3要素を考慮しながら決めなさいということなんですか。それとも3要素を第一に考えて、目安額が第二になるんですか。どちらを第一に考えて欲しいんですか。やっぱり両方一緒に考えるべきか。

○賃金室長

最賃法に最低賃金決定には3要素とされておりますので、今回、中央の全員協議会で報告書が出されまして、これにつきましても、過去ですね、中賃の審議会とか全員協議会の報告を踏まえて、地方においても対応しているところがありますので、新聞とかですね、拘束力はないとかいう記載もありましたけれども、最低賃金の決定につきましても、最賃法と、あと今回の全員協議会の目標にも、3要素に基づいて審議しなさいということですので、データにつきましても、本省からも、目安小委員会の1回目に出ておりますし、地方の方でも資料をご用意

しますので、そういった３要素に関するデータ等も踏まえて、ご審議いただきたいと思います。

○檜垣委員

ということは、３番目を選びなさいということですよね。両方で審議しなさいということによろしいですね。

○労働局長

補足をさせていただきます。元々ですね、中央最低賃金審議会の目安の審議自体が３要素で審議をされております。地域ごとの差とかを見た上で、地域ごとに現状だと全国３ランクに分けて目安を示しているということで、目安自身もまず３要素を踏まえて審議がされているということが１点です。ただ、今回この報告書で言われていますのは、その目安額に大きな上積みをしている地域が散見をされて、なおかつ審議日程を遅らせたりとか、地域間の競争で大幅に引き上げているのではないかというふうな疑問の声があったということで、それは妥当ではなく、もし上乘せをするんだったら、地域の３要素を踏まえて、それがちゃんとその３要素を踏まえた数字になっているかどうかということを、審議で明らかにして欲しいという趣旨でございます。いずれも、３要素を踏まえているというのは事実なんですけども、その３要素を無視して、大きな引き上げ額とすることは妥当ではなく、それは最賃法の趣旨に沿っていないと示されているとご理解いただければと思います。

○檜垣委員

すみません。どうもありがとうございます。

○籠池会長

他にご質問、ご意見等ございますか。

白石委員。

○白石委員

今日いただいた資料のデータをよく読ませていただいて、審議に臨みたいと思います。例えば、去年もちよっと質問させていただいたんですけど、資料 No. 11 のですね、「香川の賃金概況」の 41 ページとかを見ていただいていたと思うんですけど、これ、去年も同じような質問をしたんですけど、令和 6 年度の香川県の数字がボーンと上がって、また、今年は下がったのか、元に戻ったのかということなんですけど、また、こういったイレギュラーなデータがあったりすると、

3か年平均で見ようかなと思っても、ちょっと齟齬があると思います。その辺はまた、次の専門部会が始まったら質問等させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○籠池会長

そうしましたら、今の点、事務局の方でご準備というか、よろしくお願いいたします。

私からちょっと一点、さっきの造船業の関係の統計データなんですが、結局結論としては、いわゆる協力会社に関しては造船業には当たらない、その仕事の中身のいかんによってなので、それは統計データには反映されてませんよという、こういう理解でよろしいですかね。

○賃金室長

はい。

○檜垣委員

そうなんですか。私が理解したのは、要はつける人がこう決まってるのになかなか理解してないなと理解しただけなんですけど。要はアンケートを来た時につける協力会社の社長さんらがものが分からずに、統計を要はしてきたんじゃないかなと思ったんですけど、こうきちんと原則決められておるからということで、要は造船業に入らんのを説明していただいたように塗装する人と電線を張る人が入らない。要は一部分のところが入らただけであって、今もなお実体とは全然数字がかけ離れておるから、それは要はつける人が、要はアンケートを書く人がちゃんと理解をしてなしにつけとるだけだということですよね。私はそう理解したんですけど。

○賃金室長

そういう可能性ももちろんございます。

○労働局長

これも経済産業省に問い合わせをして確認をしたんですけど、むしろ逆で、多分造船所の中で作業をしている下請けさんらのかなりの部分が産業分類上のこの船舶製造・修理業に入ってこないっていう分類になっているそうなんです。

○檜垣委員

なんでですかね。

○労働局長

それは分かりません。これは産業分類の話なんですけど、例えば見ていただくと、例えば船舶製造・修理業だと自らドックとか船台を有しないと入らないわけです。

○檜垣委員

自らなんですか。

○労働局長

自らです。そういう風な分類になっているのが一つと、例えば自動車だったら附属品を作っている、自動車製造業の同附属品製造業という分類に入ってきます。でも船は多分大きいので、内装をやっている、塗装をやっている、それは別の産業に分類をされてしまうそうなんです。なので、今、香川県の特定最低賃金で設定されている船舶の産業というのは、自らドックとか船台を有している船舶製造・修理業か、ブロックそのものを作っている事業者、エンジンを作っている事業者などに限られているということです。なので、造船の工程の中で、内装をやっている、細かい造作とかをやっている、塗装をやっている、それは別の産業に外れるような分類になっているということになります。

○檜垣委員

逆を言えば、ほとんど弊社、例えばここの数字、あの数字を書いている中で、うちの本工の人数しかほとんど入っていなかった。要は協力会社の人には造船業の最低賃金を適用せずに香川県の最低賃金でいいですよということによろしいんですよ。逆を言えば。

○労働局長

法律上はそうなります。

○檜垣委員

私は一生懸命造船業のことを議論しようとしたつもりだったけど、全然関係ない協力会社もあるんですね。本工が引っかかるわけがないですからね、最低賃金。

○籠池会長

結構今のは重要な点ですね。特賃の適用範囲がどうかで、その議論として各種の統計データをベースに議論するわけなんですけど、その統計データがどういう母集

団というか、基礎から成り立っているのか、そこらあたりも改めてちょっと検証は必要なのかなという気はしますね。はい、ありがとうございました。非常によくわかりました。そうしましたら、それ以外にご質問は。

はい、どうぞ、奥田委員。

○奥田委員

まだ予習不足で、ひょっとしたら書かれているかも知れませんが、1500 円についてですね、去年までは 1,500 円に 2020 年代にということで均等割れして、これぐらい届いてないという話が出てきたんですけど、それは引き続き頭の中に入れてくべきなんではないでしょうか。

○労働局長

これも私の方から。この昨年度まで示されていた、2020 年代に 1,500 円という目標ですけども、これはもともと政府方針ですね。骨太の方針と呼ばれる、いわゆる経済財政運営の方針の中に盛り込まれていたものです。既に報道等ではご承知かもしれませんが、その目標を変える可能性があるというふうなことが報道されています。ただ、今まだですね、その骨太の方針は決まってないんですね。決まりましたら、皆様方に資料として提供させていただこうと思いますが、変わってくる可能性はあるということになります。

○籠池会長

はい、ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますか。よろしいですかね。

(意見等なし)

はい、そうしましたら、事務局何か他にございますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には連絡事項がございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。以上です。

○籠池会長

はい、そうしましたら、準備された議題は全て審議を終えました。他にご発言等がないようでしたら、第 1 回の本審を閉会とさせていただきたいと思いますが、よろしいですかね。

(意見等なし)

はい、ありがとうございました。それでは閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——